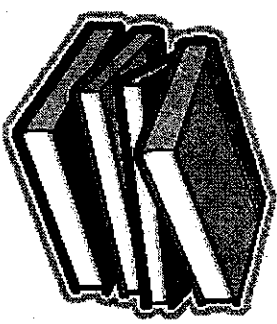


# 自死遺族のための

## 無料 法律相談

家族など、近しい人を自死(自殺)で亡くされた場合、  
遺された家族は、相続、借金、労災、各種補償問題など、  
さまざまな法律問題を抱えることがあります。  
自死遺族に対する支援として、  
自死(自殺)に伴い生じる法律問題について、弁護士が相談に応じます。



**対象** 家族など、近しい人を自死(自殺)でなくされた方

※ 北九州市にお住まいの方、または北九州市に在勤・在学の方に限ります

**日時** 毎月 第3火曜日 13:30～ (予約制)

※ 事前にお電話でのお申し込みが必要です

※ 上記で都合の悪い場合も、まずはお電話でお問い合わせください。

**会場** 北九州市立精神保健福祉センター

小倉北区馬借一丁目7番1号 総合保健福祉センター(アジスト21) 5階

**相談料** 無料

 お申し込み・お問い合わせ

北九州市立精神保健福祉センター

TEL 093-5222-8729

FAX 093-5222-8776

(受付時間 月～金 8:30～17:15)

法律相談のほかに、

「自死遺族のためのわかち合いの会」

「自死遺族のための個別相談」

も実施しています。

お気軽にお問い合わせください。